

## 令和4年 滑川町農業委員会 第7回総会 議事録

召集月日	令和4年7月15日(金)				
開 会	令和4年7月25日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和4年7月25日(月) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	8番	西澤 泉	9番	赤沼 裕	

第 7 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 32 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 33 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
日程第 4	議案第 34 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 35 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。お集まりの様ですので、令和4年、第7回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者は農業委員、農地利用最適化推進委員、ともにございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第7回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございました。今年は報道を見ますと異常気象の様なことが言われています。6月に梅雨明け、開けると6月に40度近い気温が熊谷、前橋、伊勢崎などで記録され、農作物へ影響が出るか心配していると、7月12日には大雨が降り鳩山町を中心に被害が出たそうです。滑川町でも道路の閉鎖が何箇所もあり、場所によって車の水没が3台程あった様です。これから大雨時には滑高の横と工業団地に向かう電車庫の先の所は雨が溜まっている場合があるので注意が必要です。大雨時には、できるだけ高いところへ、夜になると更に視界が悪くなるので十分に気を付けて頂いて、生命に支障をする様な事もありますので十分気を付けてください。それからコロナも増えてきて、イベント等もかなり中止が多くなりました。盆踊り大会、敬老会、滑川まつりも中止のようです。町民体育祭は、一応区長会では中止の意向を伝えていますが、29日に理事会で正式に決定するそうですが、今の状況だと行う方向では難しいと思います。コロナが大分増えて、東京では100人に1人、おそらく滑川町では10人に1人の割合ぐらいに接近しているように感じます。換気等に十分注意しながら過ごして頂ければと思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願い

いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願ひ致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第7回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号8番の西澤委員さん、議席番号9番の赤沼委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第32号「農地法第5条について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第32号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は3件、627.61㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は1頁、図面は議案第32号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、6.32㎡、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、

54 m<sup>2</sup>、合計 2 筆、60.32 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。譲受人は比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、譲渡により所有権を取得し、昭和 45 年以前から利用している農家住宅の進入路部分について、引き続き利用することを認めていただきたいという追認の申請となります。なお、申請地につきましては、申請者の□□□様と□□□様が 1/2 ずつ所有している共有地となっており、今回の申請で□□□様が所有している 1/2 を取得するような形となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

6 番 はい。4 班班長の 6 番田幡只夫です。本件に対し農業委員 5 名、推進員 2 名、7 月 22 日金曜日午前 8 時より現地調査を行いました。これにつきましては、私の方が担当でございますので、ご報告を申し上げます。本件につきましては、〇〇〇の北東約×××キロの位置にあります。大字〇〇〇字〇〇〇に位置する畑でございます。この申請につきましては、現在は道路に使われているということで、是正措置をお願いしたいということでございます。□□□さんの親御さんか、お爺さんが建設した母屋が老朽化をして建て替えをしたいということで、建築確認申請の準備をしていたところ、公図等の調査をした段階で現状が法律に合っていないということが判明し、是正を行いたいというお話でございました。現状では畑を道路として使っておりまして、コンクリートが打設してあるような状況になっております。これは今ある建物を建設の時、すでに入り口として広げたものですが、その時点では、法律が細かく決まっておりましたので、そのまま使用していたというようなお話をいただいております。それでは理由書を朗

読させていただきます。理由書、今般、埼玉県比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番地×××に於いて、母屋の老朽化により建て替え計画のため関係先の調査を行った結果、建築基準法の接道要件を満たしていないことが判明しました。また、母屋の建築当時の状況を調査した結果、現在出入口で使用している道路は建築当時より使用していますが、×××番×××の畑を使用していることも合わせて判明しました。なお、現在出入口で使用している道路は、昭和45年線引き以前から使用しています。このことにより、接道要件を満たすため、×××番×××を分筆し×××番地×××の宅地の一部として母屋の建て替えを行いたく農地転用の申請を行う次第です。本許可申請につき多大な御配慮を頂きますよう節にお願い申し上げます。今後は、このようなことが無いよう、農地法その他関係法令等を遵守することをお約束します。というような理由書になっております。以上説明でございますが、慎重ご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇区担当推進委員の□□□でございます。本申請は、ただいま田幡委員さんが説明されましたように、住宅の建て替えを計画したところ、進入路として長年使用しているところが畑の一部であることが判明したので、これを追認という形になりますが、建築基準法の接道要件を満たすため申請するものとなっております。この申請で接道要件を満たすため畑の一部を分筆することになりますが、周辺農地への影響は全くないものと思います。本申請に関する意見は以上になります。宜しくご審議のほどお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号1を終わります。続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2を説明させていただきます。議案書は同じく1頁、図面は議案第32号資料2-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、494㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権20年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

14番 はい。1班班長の14番井上です。詳細につきましては担当委員の吉田さんをお願いいたします。

2番 農業委員2番吉田です。現地は〇〇〇を北に×××キロ程行った、〇〇〇の少し手前を左に曲がったところであります。両親が住んでいる隣に家を建てたいと申請が出ております。理由書がありますので読ませて頂きます。私は1年半ほど前に結婚しまして、アパート住まいをしておりますが、将来家族が増えることを考え、十分な住居空間を確保して戸建て住宅を建築したく購入可能な土地を探していましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。賃貸住宅の他に住居用不動産はありません。両親にも相談し

たところ、借家住まいでは賃料がもったいないので、父の所有する申請地に建築してはどうかとのお話をいただきました。住宅建築をするなら早めが良いとの助言を受け建築を決めました。申請地は、両親の住まいの隣であり、子供が生まれた際には子育ての助けをもらうこともできますし、また将来、両親の面倒を見ることもできます。申請地は、閑静な地域にあり、子育てにも十分な広さがあります。また、交通量がそれほど多くないため、住宅建築地として最適です。以上の理由により、住宅建築が必要であるため、何卒許可を賜りますよう、宜しくお願い致します。申請地の周りも隣接する土地も両親の土地になっておりますので、影響はないと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい、〇〇〇区担当推進委員の□□□です。報告申し上げます。

理由等については先ほどご説明したとおりです。その他、農地利用状況等いずれも適切に計画されておりまして、かつ周辺農地に支障が及ばないように今後取り組んでいきます、ということをお願いしております。この契約がなされた場合でも、なんら問題ないと思われまます。報告を申し上げたいと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号2を終わります。続きまして番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号3を説明させていただきます。議案書は同じく1頁、図面は議

案第 32 号資料 3 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、1,068 m<sup>2</sup>のうち 73.29 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇県〇〇〇×××番地×××、〇〇〇株式会社、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権 3 カ月を設定し、仮設進入路として利用するため一時転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい。2 班班長の議席番号 7 番贄田です。7 月 16 日土曜日午前 10 時より 2 班の農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、申請代理人の立会いの元、現地調査を実施致しました。詳細につきましても私贄田が担当委員でありますので、引き続き説明させて頂きます。申請用地は〇〇〇より東に行った〇〇〇の交差点から、〇〇〇を東に向かって×××m 程行った所を左折して、〇〇〇を北に向かって×××m 程行った所を左折し、×××m 程行った右側です。土地の所在は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部で、地目は畑、面積 73.29 m<sup>2</sup>の工事用搬入路を本申請の畑に開設する為です。対象の土地の地目は畑ですが休耕地で、搬入路は鉄板で養生して使用し、滑川町教育委員会より埋蔵文化財を試掘し、山林伐採後は速やかに現状復旧するとの事です。隣地も同じ地権者で休耕地になっておりますので問題は生じないと思います。境界の目印は旗が立てかけてあり確認できました。雨水処理は、申請地内で自然浸透にて地権者の承認を得ています。万一被害が生じた場合は責任を持って対処致しますとの事です。搬入路は 3 か月後には原状復帰する計画になっております。理由

書がありますので簡単に読ませて頂きます。当社は太陽光発電事業を行っており、今般当申請地及び隣接の山林を利用して太陽光発電事業を行う事を決定致しました。太陽光発電事業に関する各種法令の事前手続きを進めていたところ当該事業地内の埋蔵文化財の試掘調査が必要となり滑川町教育委員会より、当該事業内に山林伐採の為の重機の仮設搬入路として、当申請地を無償で使用する事を地権者と合意しました。今回の仮設進入路は山林伐採作業を行う期間に限定した一時的なものであり、伐採作業が終了した後は速やかに原状復帰し、地権者に引き渡すことを合意しております。という内容です。以上のとおり調査結果を報告します。この転用申請については、やむを得ないと考えられます。審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 ○○○地区担当推進委員□□□です。申請の土地は地権者の休耕地の中ほどを、横断する細長い通路上のものです。南側が道路、北側は地権者が所有する宅地になっています。東と西側は地権者の休耕地になっています。工事終了後は、農地保全のため、鉄板の除去、踏み固めた農地の耕運等による原状復帰を図るということになっています。何かあったときの周辺道路の清掃、地権者に現況復帰後の確認を行ってもらうということです。工事のための進入路として転用することには問題ないと思われま。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号3については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、日程第2議案第32号

は以上になります。

議長 日程第3、議案第33号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第33号「相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況の確認について」をご説明いたします。議案書の2頁、議案第33号資料1をご用意ください。今回の審議対象者は1名になります。内容について簡単に説明いたします。農業をしている方が、農業を営んでいた被相続人から、農地の相続をした場合、相続税の納税猶予を受けることができる制度があります。この手続きにおいて、猶予期間の満期を迎えるにあたり、適用を受けている農地の状況について、税務署から農業委員会へ調査依頼がありました。初めに事務局より議案書及び確認点について説明、朗読をいたしますので、担当の農業委員より現地調査結果を報告いただき、審議をお願いしたいと思います。それでは説明させていただきます。番号1、対象者は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。特例農地の所在地番・地目・面積ですが、滑川町大字〇〇〇字□□□×××番×××、畑、711㎡、外7筆、合計6,513㎡が対象となっております。位置については資料をご確認ください。内容ですが、平成14年3月27日の被相続人の死去に伴う納税猶予が、適用の満期を迎えるにあたり、現在の利用状況等について確認するものです。まず事務局からの調査結果のご報告をいたします。配布した資料に記載されている土地の所在、面積等は記載のとおりです。いずれの土地についても現在、転用及び貸借はありませんでした。現地の利用状況については担当委員よりご報告をいただければと思います。宜しく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を担当委員よりお願いいたします。

9番 4班9番赤沼です。7月22日金曜日午前9時から、納税猶予に

係る農地の利用状況につきまして、農業委員 5 名、最適化推進委員 2 名で、現地の確認を行いました。土地の所在等につきましては、先ほど事務局の方から説明のあったとおりでございます。該当する 8 筆につきましては、全て耕作管理がされておりまして、農地として適正に利用されておりました。以上で報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 ○○○区推進委員の□□□です。只今、担当委員さんからの詳しく説明がありましたが、現地調査をした結果 8 筆全て管理されておりましたので問題はないと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま担当委員及び推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、自らが所有し、自らが農地として使用していることを確認できたということで賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 37 号番号 1 については、審議結果を東松山税務署長に回答いたします。以上で、議案第 33 番号 1 を終わります。日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 34 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 34 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 34 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、2,556 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、説明させていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、1,179 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 2,556 m<sup>2</sup>になります。位置については 議案第 34 号資料 1 をご確認ください。届出者で

すが〇〇〇市〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

ないようなので議案第 34 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 35 号農地法第 5 条届出についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 35 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 4 頁、議案第 35 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 2 件、1,819 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1,518 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第 35 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが東京都〇〇〇×××〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、長屋住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。続きまして番号 2 について説明致します。議案書は同じく 4 頁をご確認下さい。番号 2 ですが所在地は滑川町〇〇〇×××、畑、301 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第 35 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様と□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報

告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それではないようなので議案第 35 号の質疑を終了致します。日程第 5 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 4 年第 7 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。令和 4 年第 7 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年8月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 西澤 泉

署名委員 赤沼 裕